



住まいの補助金制度

ハートフル住まいるプロジェクト



永く住まいる(住宅改修)補助金

※ 工事の着工前に申請してください

■対象者 自らが居住する住宅の改修工事を行う方で、前年の世帯総所得が550万円以下の方

※ 子育て世帯の場合は、総所得が680万円以下

■補助対象 市が指定する50万円以上の間取り変更、増築、外壁、屋根などの改修工事または耐震改修工事

■補助額 (1,000円未満の端数は切り捨て)

○地元企業を利用 工事費の20% (上限額40万円、耐震改修の場合は50万円)

○市外企業を利用 工事費の10% (上限額20万円、耐震改修の場合は30万円)

●子育て世帯の場合は当該改修費用の5%相当額を補助額に加算します

高齢者等安心住まいる(住宅改修)補助金

※ 工事の着工前に申請してください

■対象者 介護認定を受けていない60歳以上の高齢者本人または同居する方で、前年の世帯総所得が550万円以下の方

■補助対象 市が指定する3万円以上の手すりの取り付け、段差解消などの改修工事

■補助額 (1,000円未満の端数は切り捨て)

○地元企業を利用 工事費の4/5 (上限額22万円)

○市外企業を利用 工事費の2/3 (上限額18万円)

住宅用太陽光発電システム導入費補助金

※ 工事の着工前に申請してください

■対象者 自ら居住または居住しようとする住宅または住宅と同一敷地内に太陽光発電システムを設置しようとする方、太陽光システム付き住宅を購入し、居住しようとする方

■対象条件 設置する際に未使用のものであること、JIS規格またはJETの認証を取得しているもの

■補助額 (1,000円未満の端数は切り捨て)

○地元企業を利用 工事費の20% (上限額30万円)

○市外企業を利用 工事費の10% (上限額15万円)

※ 太陽電池モジュール本体費用や事務費、調査等に要する費用は対象となりません

●子育て世帯：満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある方を扶養する世帯

●転入者：砂川市以外の市町村に住んでいた方で、申請をする日において砂川市の住民基本台帳に記録されている方

※ これらの補助金制度は工事内容などで補助対象とならないものもありますので、事前にご相談ください

まちなか住まいる等(住宅建設又は購入)補助金

※ 居住後に申請してください

■対象者 自らが居住するために、住宅を建設した方または建売・中古住宅を購入した方

■補助対象 建物の建設費または購入費(土地代、外構工事の費用などを除く)

■補助額 (1,000円未満の端数は切り捨て)

○地元企業を利用

●まちなか居住区域 5% (上限額120万円)

●それ以外の区域 4% (上限額100万円)

○市外企業を利用

●まちなか居住区域 3% (上限額70万円)

●それ以外の区域 2% (上限額50万円)

※ 建売住宅は完成後、未使用で1年以内のものに限ります

○中古住宅を購入

●まちなか居住区域 3～5% (上限額70万円)

●それ以外の区域 2～4% (上限額50万円)

※ 建築確認が行われた日が昭和56年6月1日以降のものに限ります。また、建築年次によって補助率・上限額が変わります

●子育て世帯の場合は子ども1人当たり10万円を補助額に加算します

●転入者の場合は20万円相当の商品券を交付します

老朽住宅除却補助金

※ 工事の着工前に申請してください

■対象者 住宅の所有者(相続人を含む)で、前年の世帯総所得が550万円以下の方

■補助対象 昭和56年5月31日以前に着工された個人が所有する住宅で、空き家として1年以上経過または建て替えのために除却するもの、かつ地元企業との契約によるもので、市が指定する工事が50万円以上であること

■補助額 (1,000円未満の端数は切り捨て)

除却工事費の20% (上限額30万円)

※ 別棟の車庫や物置、離れなどの除却費、植栽などの移設・撤去費や登記等の事務費などは対象となりません

▶ お問い合わせ 建築指導係 ☎ 2 1 2 1